

人事委員会事務概要

令和6年度

福岡市人事委員会

目 次

第1	人事委員会	1
1	人事委員会の構成	1
2	人事委員会の開催状況	1
第2	事務局	8
1	組織及び事務分掌	8
2	予算	9
3	人事委員会規則の改正、条例案に対する意見の申出等の状況	10
第3	任用	13
1	採用	13
2	昇任	17
第4	給与、勤務時間その他の勤務条件	18
1	職員の給与等に関する報告及び勧告	18
第5	公平審査	22
1	勤務条件に関する措置の要求	22
2	不利益処分についての審査請求	22
3	苦情相談	23
第6	職員団体	24
1	職員団体の登録	24
2	管理職員等の範囲	25
第7	職員の懲戒、分限及び服務	26
1	懲戒処分及び分限処分	26
2	職務に専念する義務の免除	26
第8	労働基準監督機関としての職権行使	27
1	労働基準監督機関としての職権行使について	27
2	職権行使状況	28

第1 人事委員会

1 人事委員会の構成

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

職名	氏名	在任期間	備考
委員長	平江 徳子	R4.12.25～ (委員長就任 R4.12.26) (1期)	(現)福岡大学法科大学院教授 (現)弁護士 (元)福岡高等検察庁検事
委員	千葉 まゆみ (委員長職務代理者)	R3.12.25～ (委員長職務代理者指定 R5.12.26) (1期)	(現)中小企業診断士
委員	中沢 浩	R5.12.25～ (1期)	(元)博多港ふ頭株式会社監査役

2 人事委員会の開催状況

(1) 年度・月別開催回数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
6	4	3	4	5	6	2	4	4	3	4	4	4	47
5	4	3	3	4	7	4	4	5	4	4	3	4	49
4	3	4	6	4	9	4	4	5	4	2	4	5	54

(2) 開催日・議題 (令和6年4月～令和7年3月 定例会45回 臨時会2回
議案105件 報告27件)

回	開催 年月日	議 題
第1回 (定例会)	06.4.3 (水)	○ 議案 1 昇任選考 (課長及び係長) について 2 職員 (上級、消防吏員A等及び社会人経験者) 採用試験等の実施について ● 報告 人事委員会 令和6年度運営方針について
第2回 (定例会)	06.4.10 (水)	● 報告 令和6年職種別民間給与実態調査の概要について
第3回 (定例会)	06.4.17 (水)	● 報告 (1) 職員 (上級行政事務 (行政 (特別))) 採用試験 第1次試験口頭試問受験該当者について (2) 職員団体からの申し入れについて
第4回 (定例会)	06.4.24 (水)	○ 議案 3 解雇予告除外認定について
第5回 (定例会)	06.5.8 (水)	○ 議案 4 職員 (上級行政事務 (行政 (特別))) 採用試験 第1次合格者について 5 職員 (育児休業代替任期付職員 (学校栄養職員)) の採用選 考について 6 職員団体の登録申請について
第6回 (定例会)	06.5.22 (水)	○ 議案 7 昇任選考 (係長) について
第7回 (定例会)	06.5.29 (水)	○ 議案 8 職員 (医師) の採用選考について ● 報告 職員 (上級、消防吏員A等及び社会人経験者) 採用試験等申込状況について
第8回 (定例会)	06.6.5 (水)	○ 議案 9 職員 (育児休業代替任期付職員 (学校栄養職員)) の採用選 考について 10 福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一 部改正について 11 福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する 協議について
第9回 (定例会)	06.6.12 (水)	○ 議案 12 職員 (上級行政事務 (行政 (特別))) 採用試験 最終合格者について 13 福岡市職員であった者で再就職したものである依頼等の規制 等に関する規則の一部改正について 14 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
第10回 (定例会)	06.6.19 (水)	○ 議案 15 昇任選考 (課長及び係長) について 16 職員 (消防吏員A) 採用試験第1次合格者について 17 特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する 規程の一部改正の承認について ● 報告 職員 (上級行政事務 (行政 (一般))) 及び就職氷河期世代) 採用試験第1次試験口頭試問受験該当者について

回	開催 年月日	議 題
第11回 (定例会)	06.6.26 (水)	○ 議案 18 福岡市職員の任用に関する規則施行細目の一部改正について 19 職員（上級行政事務（福祉・心理）、上級行政技術（文化財専門職を除く）、獣医師及び保健師）採用試験等第1次合格者について ● 報告 任期付短時間勤務職員（七隈線乗務員）の職の設置期間の延長について
第12回 (定例会)	06.7.3 (水)	○ 議案 20 職員（ポートルース技術補）採用選考第1次合格者について 21 職員（中級、初級及び消防吏員B等）採用試験等の実施について ● 報告 令和6年給与勧告について
第13回 (定例会)	06.7.10 (水)	○ 議案 22 職員（上級行政事務（行政（一般））及び上級行政技術（文化財専門職））採用試験第1次合格者について 23 審査請求について ● 報告 (1) 職員（社会人経験者）採用選考第1次選考口頭試問等受験該当者について (2) 職員（消防吏員A）採用試験第2次試験口頭試問等受験該当者について (3) 令和6年給与勧告について
第14回 (定例会)	06.7.17 (水)	○ 議案 24 職員（育児休業代替任期付職員（学校栄養職員））の採用選考について ● 報告 令和6年給与勧告について
第15回 (定例会)	06.7.24 (水)	○ 議案 25 職員（就職氷河期世代）採用試験第1次合格者について ● 報告 職員（上級行政技術（文化財専門職））採用試験第2次試験口頭試問等受験該当者について
第16回 (定例会)	06.7.31 (水)	● 報告 令和6年給与勧告について
第17回 (定例会)	06.8.7 (水)	○ 議案 26 職員（上級行政事務、上級行政技術（文化財専門職を除く）、獣医師及び保健師）採用試験等最終合格者について 27 職員（障がいのある人を対象とする職）採用選考の実施について
第18回 (定例会)	06.8.16 (金)	○ 議案 28 職員（上級行政技術（文化財専門職）及びポートルース技術補）採用試験等最終合格者について ● 報告 令和6年給与勧告について
第19回 (定例会)	06.8.21 (水)	○ 議案 29 昇任選考（課長及び係長）について ● 報告 令和6年給与勧告について

回	開催 年月日	議 題
第20回 (臨時会)	06. 8. 23 (金)	● 報告 (1) 職員団体からの申し入れについて (2) 令和6年給与勧告について
第21回 (臨時会)	06. 8. 26 (月)	○ 議案 30 職員の給与等に関する報告及び勧告について ● 報告 令和6年給与勧告について
第22回 (定例会)	06. 8. 28 (水)	○ 議案 31 職員（消防吏員A）採用試験最終合格者について 32 職員（回転翼航空機操縦士）の採用選考について
第23回 (定例会)	06. 9. 4 (水)	○ 議案 33 職員（社会人経験者）採用選考第1次合格者について 34 職員（就職氷河期世代）採用試験最終合格者について 35 職員（任期付短時間勤務職員（乗務員））の採用選考について 36 職員（文化学芸職）の採用選考について ● 報告 職員（中級、初級及び消防吏員B等）採用試験等申込状況について
第24回 (定例会)	06. 9. 18 (水)	○ 議案 37 条件付採用の期間の延長について 38 職員（文化学芸職）の採用選考について 39 審査請求（令和5年（審）第4号事案）の審理の停止について
第25回 (定例会)	06. 10. 2 (水)	○ 議案 40 昇任選考（部長、課長、係長）について 41 職員（中級学校事務、初級及び保育士）採用試験等第1次合格者について ● 報告 (1) 職員（中級行政事務）採用試験第1次試験口頭試問受験該当者について (2) 職員（障がいのある人を対象とする職）採用選考申込状況について
第26回 (定例会)	06. 10. 9 (水)	○ 議案 42 職員（消防吏員B、運輸業務従事者及び海技）採用試験等第1次合格者について 43 職員（行政事務）の採用選考及び給料月額決定の承認について 44 職員（育児休業代替任期付職員（学校栄養職員））の採用選考について
第27回 (定例会)	06. 10. 23 (水)	○ 議案 45 昇任選考（係長）について 46 職員（中級行政事務）採用試験第1次合格者について 47 職員（管理栄養士）採用選考の実施について

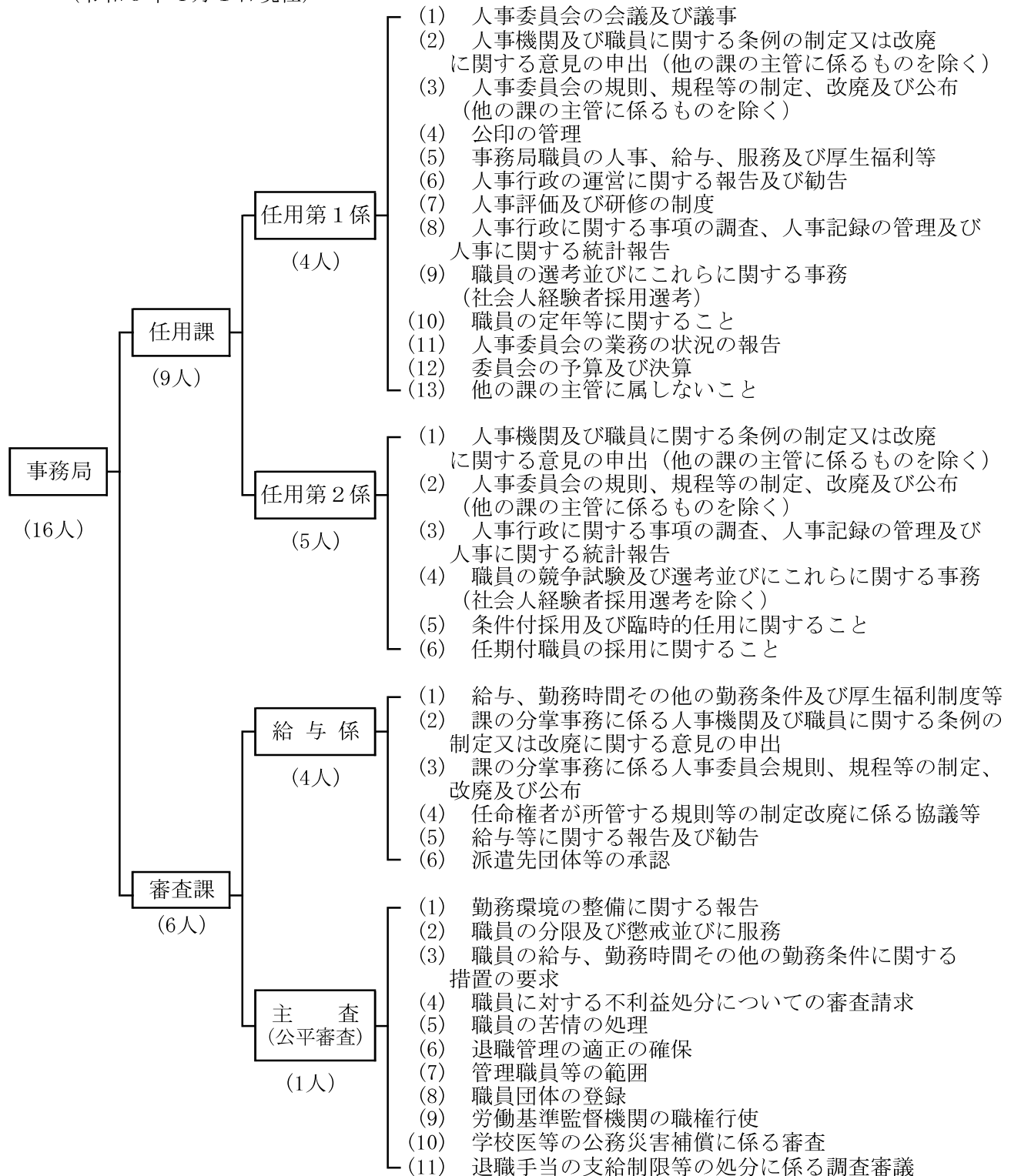
回	開催 年月日	議 題
第28回 (定例会)	06.10.30 (水)	○ 議案 48 職員（社会人経験者）採用選考最終合格者について 49 職員（初級行政事務（早期採用））採用試験最終合格者について ● 報告 職員（消防吏員B及び保育士）採用試験等口頭試問等受験該当者について
第29回 (定例会)	06.11.6 (水)	○ 議案 50 昇任選考（係長）について 51 職員（障がいのある人を対象とする職）採用選考第1次合格者について
第30回 (定例会)	06.11.13 (水)	○ 議案 52 職員（初級行政技術）採用試験最終合格者について ● 報告 大都市等及び九州各県の給与勧告等の内容
第31回 (定例会)	06.11.20 (水)	○ 議案 53 福岡市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について 54 昇任選考（係長）について 55 職員（初級行政事務（定期採用）及び学校事務）採用試験最終合格者について
第32回 (定例会)	06.11.27 (水)	○ 議案 56 職員（中級行政事務、保育士及び海技）採用試験等最終合格者について
第33回 (定例会)	06.12.6 (金)	○ 議案 57 福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等に対する意見について
第34回 (定例会)	06.12.11 (水)	○ 議案 58 職員（消防吏員B、運輸業務従事者及び障がいのある人を対象とする職）採用試験等最終合格者について 59 福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 60 福岡市立学校の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 61 福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議について 62 福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正に関する協議について 63 昭和48年（不）第477号事案等の判定について
第35回 (定例会)	06.12.18 (水)	○ 議案 64 昇任選考（係長）について 65 解雇予告除外認定について 66 解雇予告除外認定について 67 審査請求について（新規事案）
第36回 (定例会)	07.1.8 (水)	● 報告 職員（管理栄養士）採用選考申込状況について

回	開催 年月日	議 題
第37回 (定例会)	07. 1. 15 (水)	○ 議案 68 福岡市職員の任用に関する規則施行細目の一部改正について 69 職員（文化学芸職）の採用選考について 70 解雇予告除外認定について
第38回 (定例会)	07. 1. 22 (水)	○ 議案 71 職員採用試験（先行枠）の実施について （上級行政事務（行政）及び上級行政技術（土木、建築、電気、機械）
第39回 (定例会)	07. 1. 29 (水)	○ 議案 72 福岡市職員の任用に関する規則施行細目の一部改正について 73 職員（管理栄養士）採用選考第1次合格者について
第40回 (定例会)	07. 2. 5 (水)	○ 議案 74 福岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正に関する協議について 75 福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正に関する協議について
第41回 (定例会)	07. 2. 12 (水)	○ 議案 76 昇任選考（課長及び係長）について 77 福岡市立学校の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について
第42回 (定例会)	07. 2. 19 (水)	○ 議案 78 職員（管理栄養士）採用選考最終合格者について 79 職員（行政事務）の採用選考について 80 職員（文化学芸職）の採用選考について 81 職員（任期付短時間勤務職員（乗務員））の採用選考について 82 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案等に対する意見について
第43回 (定例会)	07. 2. 26 (水)	○ 議案 83 昇任選考（労務職5級職）について 84 福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正に関する協議について ● 報告 令和7年度福岡市職員採用試験等の計画について
第44回 (定例会)	07. 3. 5 (水)	○ 議案 85 昇任選考（係長）について 86 職員（行政事務）の採用選考について 87 職務に専念する義務の免除の臨時措置に関する規則の廃止について 88 福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議について 89 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

回	開催 年月日	議 題
第45回 (定例会)	07. 3. 12 (水)	○ 議案 90 昇任選考（局長、部長、課長、係長及び労務職5級職）について 91 特定任期付職員の任期の更新の承認について 92 一般任期付職員の採用の承認について 93 職員（行政事務等）の採用選考について 94 福岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部改正に関する協議について 95 福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について
第46回 (定例会)	07. 3. 19 (水)	○ 議案 96 特定任期付職員の採用の承認について 97 特定任期付職員の任期の更新の承認について 98 職員（保健師等）の採用選考について 99 令和6年（審）第1号事案の裁決書について
第47回 (定例会)	07. 3. 26 (水)	○ 議案 100 昇任選考（係長）について 101 職員（育児休業代替任期付職員（学校栄養職員））の採用選考について 102 職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関する規程等の制定の承認について 103 職員の勤務時間等に関する規程等の一部改正の承認について 104 職員の勤務時間等に関する規程等の臨時特例に関する規程等の廃止の承認について 105 特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程等の一部改正の承認について ● 報告 職員採用試験（先行枠）の申込状況について

第2 事務局

1 組織及び事務分掌 (令和6年4月1日現在)



2 予算

令和7・6年度 当初予算

(単位:千円)

	節	令和7年度	令和6年度	増減
一般会計	報酬	9,504	9,504	0
	給料	70,732	67,958	2,774
(款)	職員手当等	58,575	57,108	1,467
総務費	共済費	27,048	25,065	1,983
(項)	災害補償費	1	1	0
人事委員会費	報償費	10	10	0
(目)	旅費	2,651	2,988	▲337
人事委員会費	交際費	0	10	▲10
	需用費	8,016	9,106	▲1,090
	役務費	14,695	13,782	913
	委託料	12,224	9,993	2,231
	使用料及び賃借料	12,034	12,375	▲341
	備品購入費	200	200	0
	負担金、補助及び交付金	2,810	2,510	300
	合計	218,500	210,610	7,890

3 人事委員会規則の改正、条例案に対する意見の申出等の状況(内訳)

区分	件数	委員会開催日	件名	概要
人事委員会規則の 制定及び改正	9件	R6.6.5	福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	組織編成に伴い、級別職務分類表について所要の改正を行うもの。(R6.7.1)
		R6.6.12	福岡市職員であった者で再就職したものによる依頼等の規制等に関する規則の一部改正	組織編成に伴い、退職管理の対象となる職の範囲について所要の改正を行うもの。(R6.7.1)
		R6.6.12	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	組織編成に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行うもの。(R6.7.1)
		R6.11.20	福岡市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正	福岡市職員証の廃止に伴い、人事委員会事務局における職員証の規定を削除するもの。(R7.1.1)
		R6.12.11	福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	行政職給料表、医療職給料表(1)及び医療職給料表(2)、並びに消防職給料表の改定に伴い、別表第7 昇格時号給対応表を改めるとともに、改正後の昇格時号給対応表が改正前の昇格時号給対応表よりも不利になる場合があることから、この改正による不均衡を防止するための経過措置を規定するもの(R6.4.1)
		R6.12.11	福岡市立学校の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	教育職給料表(1)、(3)及び(4)の改定に伴い、別表第5 昇格時号給対応表を改めるとともに、改正後の昇格時号給対応表が改正前の昇格時号給対応表よりも不利になる場合があることから、この改正による不均衡を防止するための経過措置を規定するもの(R6.4.1)
		R7.3.5	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	組織編成に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行うもの。(R7.4.1)
		R7.3.5	職務に専念する義務の免除の臨時措置に関する規則の廃止	特殊な勤務に従事する職員等における4週8休制について公務の運営に支障なく運用されていることが確認されたことから、関係規則を廃止するもの。(R7.4.1)
		R7.3.12	福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	組織編成に伴い、級別職務分類表の一部改正を行うもの。(R7.4.1)

※ 件数欄は、人事委員会に議案として提出した改正規則の件数である。

※ 概要欄の()内は施行日又は適用日(複数ある場合は、主なものを記載)である。以下の表において同じ。

区分	件数	委員会開催日	件名	概要
条例案に対する 意見の申出	9件	R6.12.6	福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等に鑑み、行政職給料表等の改定及び医師等の初任給調整手当の最高支給限度額について規則への委任を行うもの。(R6.4.1)
		R6.12.6	福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等に鑑み、教育職給料表の改定等を行うもの。(R6.4.1)
		R6.12.6	福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	定年引上げに伴い、R6.4.1以降、60歳を超えて7割措置が適用された職員が退職する場合について、退職手当の基本額が下がらないようにするため、2段階のピーク時特例を新設するもの。(R6.4.1)
		R7.2.19	福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	職員の能力の発揮及びワーク・ライフ・バランスの実現並びに多様な人材の確保等の観点から、職員の柔軟な働き方を推進するため、職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関する規定の新設等を行うもの。(R7.4.1)
		R7.2.19	福岡市職員等旅費支給条例等の一部を改正する条例案(福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正部分を除く。)	国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正する法律の施行に伴い、国家公務員と同様の措置を講じるため、福岡市職員等旅費支給条例(以下「旅費条例」という。)について所要の改正を行い、旅費条例の改正に伴い、外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例について、規定の整備を行うもの。(規則で定める日)
		R7.2.19	福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	人事委員会の報告等に鑑み、管理職員特別勤務手当の支給時間帯の拡大、特定任期付職員業績手当の廃止及び特定任期付職員への勤勉手当の支給に関する規定の整備を行い、フレックスタイム制の導入及び刑法改正に伴い、規定の整備を行うもの。(R7.4.1)
		R7.2.19	刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案(福岡市職員退職手当支給条例の一部改正部分及び退職料遺族扶助料及給与金条例の一部改正部分に限る。)	刑法改正に伴い、規定の整備を行うもの。(R7.6.1)
		R7.2.19	福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	人事委員会の報告等に鑑み、管理職員特別勤務手当の支給時間帯の拡大、特定任期付職員業績手当の廃止及び特定任期付職員への勤勉手当の支給に関する規定の整備を行い、フレックスタイム制の導入に伴い、規定の整備を行い、へき地教育振興法等の改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、へき地手当及びへき地手当に準じる手当を支給する改正を行うもの。(R7.4.1)
R7.2.19	福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	大規模災害に対応する職務の危険性及び特殊性並びに国等の状況に鑑み、災害対策業務手当の支給額を改正し、消防職員を対象とした手当を設け、新型コロナウイルス感染症に対応する衛生検査等手当の特例について新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことに伴う所要の改正を行うもの。(R7.4.1)		

※ 件数欄は、議会に提出された議案の件数である。

区分	件数	委員会開催日	件名	概要	
協議	規則の制定、改正等に関するもの	8件	R6.6.5	福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議	組織編成に伴い、管理職手当に関する区分について所要の改正を行うもの。(R6.7.1)
			R6.12.11	福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議	令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するもの(R6.12.1)
			R6.12.11	福岡市会計年度任用職員職員の給与に関する規則の一部改正に関する協議	会計年度任用職員に適用する給料表について、行政職給料表の改定に合わせた改定を行うもの(R7.4.1)
			R7.2.5	福岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正に関する協議	人事委員会の勧告等に鑑み、医師等の初任給調整手当の額の改定等を行うもの。(R6.4.1)
			R7.2.5	福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正に関する協議	会計年度任用職員(教育職員)に適用する給料表及び給料の調整額定額表については、福岡市立学校職員の給与に関する条例に定める正規職員の各表を準用することとし、本規則別表第1 給料表及び別表第2 給料の調整額定額表を削除するもの。(R7.4.1)
			R7.2.26	福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正に関する協議	フレックスタイム制の導入に伴い、規定の整備を行うもの。(R7.4.1)
			R7.3.5	福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議	人事委員会の勧告等に鑑み、令和7年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を変更し、特定任期付職員に新たに勤勉手当を導入することに伴い、支給割合を規定し、係長級以下の実績評価結果の勤勉手当反映等に伴い、所要の規定の整備を行い、令和7年度の組織編成等に伴い、所要の規定の整備を行うもの。(R7.4.1)
R7.3.12	福岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部改正に関する協議	福岡市職員の給与に関する条例及び福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うもの。(R7.4.1)			

※ 件数欄は、人事委員会に提出した議案及び局長専決の件数である。

区分	件数	委員会開催日	件名	概要	条例	
承認	規則の制定、改正に関するもの	5件	R6.6.19	特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認	業務執行体制の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。(R6.7.1)	○
			R7.3.26	職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関する規程等の制定の承認	職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関する取扱いについて必要な事項を定めるもの。(R7.4.1)	○
			R7.3.26	職員の勤務時間等に関する規程等の一部改正の承認	職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等の導入等に伴う規定の整備を行うもの。(R7.4.1)	○
			R7.3.26	職員の勤務時間等に関する規程等の臨時特例に関する規程等の廃止の承認	職員の勤務時間等に関する規程等の改正に伴い廃止するもの。(R7.4.1)	○
			R7.3.26	特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程等の一部改正の承認	業務執行体制の見直し等に伴い、所要の改正を行うもの。(R6.4.1)	○
	上記以外	5件	R6.10.9	給料月額決定の承認	本市職員であった者の再採用の選考において合格と決定することに併せ、給料月額を退職の直前に受けていた号給に決定することについて承認するもの(R6.10.9)	
			R7.3.12	一般任期付職員の採用の承認について	一般任期付職員を採用することについて承認するもの。(R6.3.12)	◎
			R7.3.12	特定任期付職員の任期の更新の承認について	特定任期付職員の任期を更新することについて承認するもの。(R6.3.12)	◎
			R7.3.19	特定任期付職員の採用の承認について	特定任期付職員を採用することについて承認するもの。(R6.3.19)	◎
			R7.3.19	特定任期付職員の任期の更新の承認について	特定任期付職員の任期を更新することについて承認するもの。(R6.3.19)	◎

※ 件数欄は、人事委員会に提出した議案の件数である。

※ 条例欄中の「◎」は法律の規定に基づく承認であり、「○」は条例の規定に基づく承認である。

第3 任用（令和6年度職員採用試験等実施状況）

1 採用

(1)採用試験 試験回数 7回
ア 日程

試験名	公告日	受付期間	第1次試験日	第1次合格者発表日	第2次試験日	最終合格者発表日
上級(行政事務(行政(特別)))	6. 2. 29	6. 3. 1 ~ 6. 3. 18	6. 4. 1 ~ 6. 4. 14	6. 5. 9	6. 5. 9 ~ 6. 6. 7	6. 6. 13
上級(行政事務(行政(一般)))						
上級(行政事務(福祉・心理)及び行政技術(文化財専門職を除く))	6. 4. 25	6. 4. 30 ~ 6. 5. 20	6. 6. 16	6. 6. 27	6. 6. 27 ~ 6. 7. 25	6. 8. 8
上級(行政技術(文化財専門職))						
消防吏員A	6. 4. 25	6. 4. 30 ~ 6. 5. 20	6. 6. 16	6. 6. 20	6. 7. 1 ~ 6. 8. 22	6. 8. 29
就職氷河期世代対象(行政事務)						
中級(行政事務)	6. 7. 29	6. 7. 29 ~ 6. 8. 19	6. 9. 29	6. 10. 3	6. 10. 3 ~ 6. 11. 12	6. 11. 21
中級(学校事務)						
初級(行政事務)						
初級(行政技術)						
初級(学校事務)						
消防吏員B						
上級(行政事務(行政(一般)))						
上級(行政技術(文化財専門職))						
早期採用	6. 4. 25	6. 4. 30 ~ 6. 5. 20	6. 6. 16	6. 7. 11	6. 7. 11 ~ 6. 7. 26	6. 8. 8
早期採用	6. 7. 29	6. 7. 29 ~ 6. 8. 19	6. 9. 29	6. 10. 3	6. 10. 3 ~ 6. 10. 25	6. 10. 31

イ 実施状況

試験区分	採用予定人員	申込者	第1次試験			第2次試験	最終	競争		
			受験者	受験率	合格者	受験者	合格者	倍率		
上級採用	行政事務	一般	55	623	414	66.5	110	109	69	6.0
		特別	45	937	874	93.3	106	93	69	12.7
	行政事務	小計	100	1,560	1,288	82.6	216	202	138	9.3
	行政事務	福祉	3	25	16	64.0	7	7	4	4.0
	行政事務	心理	2	14	8	57.1	6	6	4	2.0
	行政事務	小計	105	1,599	1,312	82.1	229	215	146	9.0
	行政技術	土木	17	49	35	71.4	25	24	19	1.8
	行政技術	建築	15	29	25	86.2	20	19	15	1.7
	行政技術	電気	8	24	18	75.0	14	14	9	2.0
	行政技術	機械	6	22	12	54.5	10	10	7	1.7
	行政技術	造園	2	8	5	62.5	4	3	2	2.5
	行政技術	衛生管理(食品)	9	49	40	81.6	20	19	12	3.3
	行政技術	衛生管理(環境)	4	15	12	80.0	9	9	7	1.7
	行政技術	文化財専門職	1	13	11	84.6	7	7	4	2.8
	行政技術	小計	62	209	158	75.6	109	105	75	2.1
	計		167	1,808	1,470	81.3	338	320	221	6.7
	早期採用	行政事務	一般	20	92	66	71.7	32	31	21
早期採用	行政技術	文化財専門職	2	0	-	-	-	-	-	-
合計		189	1,900	1,536	80.8	370	351	242	6.3	

試験区分			採用予定 人	申込者	第1次試験			第2次試験 受験者	最終 合格者	競争 倍率	
					受験者	受験率	合格者				
中 級	定期 採用	行政事務	30	269	156	58.0	57	55	35	4.5	
		学校事務	12	65	40	61.5	23	20	12	3.3	
		合計	42	334	196	58.7	80	75	47	4.2	
初 級	定期 採用	行政事務	55	431	307	71.2	134	119	71	4.3	
		学校事務	12	52	39	75.0	28	26	14	2.8	
		行政 技術	土木	16	65	53	81.5	34	30	23	2.3
			建築	8	6	5	83.3	4	4	4	1.3
			電気	7	21	18	85.7	16	16	12	1.5
			機械	7	17	11	64.7	8	8	6	1.8
		小計	38	109	87	79.8	62	58	45	1.9	
	早期 採用	行政事務	10	50	38	76.0	27	26	13	2.9	
合計	115	642	471	73.4	251	229	143	3.3			
消 防 吏 員	定期 採用	消防吏員A	22	254	202	79.5	61	57	25	8.1	
		消防吏員B	28	495	365	73.7	74	63	36	10.1	
	合計	50	749	567	75.7	135	120	61	9.3		
就職氷河期世代(行政事務)			5	219	159	72.6	16	16	6	26.5	
採用試験総計			401	3,844	2,929	76.2	852	791	499	5.9	

(2) 採用選考 選考回数 7回

ア 公募選考

(7) 日程

選考名	公告日	受付期間	第1次選考日	第1次合格者発表日	第2次選考日	最終合格者発表日
社会人経験者 (行政(一般・ICT・福祉)、 土木、建築、電気、機械)	6. 4. 25	6. 4. 30 ~ 6. 5. 20	6. 6. 1 ~ 6. 6. 16	6. 9. 5	6. 9. 6 ~ 6. 10. 27	6. 10. 31
			6. 6. 16	6. 6. 27	6. 6. 27 ~ 6. 7. 23	6. 8. 8
免許・資格職 (獣医師、保健師)	6. 7. 29	6. 7. 29 ~ 6. 8. 19	6. 9. 29	6. 10. 3	6. 10. 25 ~ 6. 11. 19	6. 11. 28
免許・資格職 (保育士)				6. 10. 10	6. 11. 6 ~ 6. 12. 3	6. 12. 12
交通局企業職					6. 10. 10 ~ 6. 11. 22	6. 11. 28
海技(航海、機関A、機関B)				7. 1. 30	7. 1. 30 ~ 7. 2. 7	7. 2. 20
免許・資格職 (管理栄養士)	6. 12. 2	6. 12. 2 ~ 6. 12. 23	7. 1. 11	7. 1. 30	7. 1. 30 ~ 7. 2. 7	7. 2. 20
行政事務・学校事務 (障がいのある人対象)	6. 8. 26	6. 8. 26 ~ 6. 9. 17	6. 10. 20	6. 11. 7	6. 11. 21 ~ 6. 12. 6	6. 12. 19
免許・資格職 (ポートレース技術補)	6. 4. 25	6. 4. 30 ~ 6. 5. 20	6. 6. 16	6. 7. 4	6. 7. 4 ~ 6. 8. 8	6. 8. 16
交通局企業職						

(1) 実施状況

選考区分				採用予定 人	申込者 人	第1次選考			第2次選考 受験者 人	最終 合格者 人	競争 倍率 倍		
						受験者 人	受験率 %	合格者 人					
経験職	定期採用	社会人経験者	一般	20	846	787	93.0	28	27	21	37.5		
			ICT		53	51	96.2	7				4	12.8
			福祉		66	61	92.4	6				5	20.3
			小計			20	965	899	93.2	41	39	28	32.1
			土木			5	72	67	93.1	12	11	8	8.4
			建築			4	16	16	100.0	9	8	6	2.7
			電気			3	41	41	100.0	6	5	4	10.3
			機械			3	37	31	83.8	6	6	6	5.2
			合計				35	1,131	1,054	93.2	74	69	52
免許・資格職	定期採用	獣医師	1	3	3	100.0	2	2	1	3.0			
		保健師	5	58	48	82.8	14	14	10	4.8			
		保育士	8	31	25	80.6	16	15	10	2.5			
		管理栄養士	1	46	32	69.6	5	5	1	32.0			
	早期採用	ポートレース技術補	1	2	2	100.0	2	1	1	2.0			
合計				16	140	110	78.6	39	37	23	4.8		
交通局企業職	定期採用	運輸業務従事者	10	78	56	71.8	41	34	14	4.0			
	早期採用	運輸業務従事者	5	33	28	84.8	23	17	8	3.5			
合計				15	111	84	75.7	64	51	22	3.8		
船舶運航職	定期採用	海技(航海)	1	2	2	100.0	2	2	1	2.0			
		海技(機関A)	1	3	3	100.0	3	3	1	3.0			
		海技(機関B)	1	1	1	100.0	1	1	1	1.0			
合計				3	6	6	100.0	6	6	3	2.0		
障がい者対象	定期採用	行政事務	4	113	84	74.3	14	12	5	16.8			
		学校事務	1	25	19	76.0	4	3	1	19.0			
合計				5	138	103	74.6	18	15	6	17.2		
採用選考総計				74	1,526	1,357	88.9	201	178	106	12.8		

(3) 採用試験及び採用選考の合計

採用試験	401	3,844	2,929	76.2	852	791	499	5.9
採用選考	74	1,526	1,357	88.9	201	178	106	12.8
合計	475	5,370	4,286	79.8	1,053	969	605	7.1

イ 個別選考 選考回数 19回

職 位	計	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	消防職 給料表	交通局 企業料 職 表	備 考
局 長 級	1	1						行政事務 1
部 長 級	0							
課 長 級	0							
係 長 級	6	4				2		回転翼航空機操縦士 1、 文化学芸職 1、行政事務 1、 建築技術 1、土木技術 1、 消防吏員 1
総括主任級	2			1		1		医師 1、回転翼航空機操縦士 1
主 任 級	42	2					40	乗務員 40、行政事務 2
係 員	16	16						学校栄養職員 1 1、 文化学芸職 3、行政事務 2
計	67	23	0	1	0	3	40	

イ 個別選考 選考回数 19回

職 位	計	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	消防職 給料表	交通局 企業給 料表	備 考
	人	人	人	人	人	人	人	
局 長 級	1	1						行政事務 1
部 長 級	0							
課 長 級	0							
係 長 級	6	4				2		回転翼航空機操縦士 1、 文化学芸職 1、行政事務 1、 建築技術 1、土木技術 1、 消防吏員 1
総括主任級	2			1		1		医師 1、回転翼航空機操縦士 1
主 任 級	42	2					40	乗務員 40、行政事務 2
係 員	16	16						学校栄養職員 11、 文化学芸職 3、行政事務 2
計	67	23	0	1	0	3	40	

第4 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

公務員は、民間企業の従業員と異なり、団体交渉権、争議権など憲法で保障された労働基本権が制約されています。このような労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法により人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

この給与勧告は、公務員の給与を社会一般の情勢に適応させるため、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としています。

このため、市内民間企業の従業員の給与等について毎年詳細な調査を行い、その結果を基に公務員の給与と比較した上で、給与等に関する報告及び勧告を行っています。

令和6年9月4日、本委員会は、市議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。概要は以下のとおりです。

令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告のポイント

～ 32年ぶり高水準の月例給引上げ ～

- ① 民間給与との較差（10,400円、2.74%）解消のため、月例給を引上げ
初任給を始め若年層等に重点を置き、幅広い世代で給料表を改定
- ② ボーナスの引上げ（0.10月分）
年間支給月数4.50月→4.60月
- ③ 平均年間給与（月例給＋ボーナス）は21万3千円（3.45%）の増加

1 職種別民間給与実態調査

区分	内容
(1) 調査対象事業所	常勤の従業員（※）が50人以上の市内民間事業所（980事業所） ※雇用期間の定めがなく常時勤務する従業員（パート、アルバイト等を除く。）
(2) 調査事業所数	196事業所（980事業所の中から無作為に抽出） 調査完了率82.3% <158事業所の調査完了/192事業所（※）> ※196事業所のうち4事業所は50人未満であること等が判明したため除外

2 市職員と民間従業員の給与比較

(1) 月例給

市職員給与と民間給与の令和6年4月分の支給額を調査し、比較した結果、市職員給与が民間給与を10,400円（2.74%）下回っていた。

(参考)人事院勧告

民間給与 (事務・技術関係職種)	市職員給与 (行政職)	較差	較差 (全国の民間と国の職員)
390,448円	※1 380,048円	※2 10,400円(2.74%)	11,183円(2.76%)
(参考) 令和5年の給与較差		3,188円(0.84%)	3,869円(0.96%)

※1 行政職給料表適用職員で平均年齢39.0歳、平均勤続年数15.4年

※2 給料9,455円、はね返し分(給料の改定に伴う諸手当額の増加分)945円、合計10,400円

(2) ボーナス(賞与等の特別給)

直近の1年間(令和5年8月～6年7月)の市内民間の支給実績を調査し、市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数と比較した。

その結果、市職員の年間支給月数(4.50月)が、民間の年間支給割合(4.60月分)を下回っていた。

(参考)人事院勧告

民間の支給割合	市職員の支給月数	民間の支給割合	国家公務員の支給月数
4.60月	4.50月	4.60月	4.50月

3 給与改定に対する基本的考え方

職員の給与については、地方公務員法において、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められなければならないとされている。

(1) 月例給

令和6年4月時点で、市職員給与が民間給与を10,400円(2.74%)下回っていることから、市職員の給与水準を市内民間の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本として、この較差に見合うよう市職員給与の引上げを行うことが適当

(2) 特別給(期末手当及び勤勉手当)

市内民間の年間支給割合の状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.05月分、計0.10月分引き上げることが適当

4 勧告内容

次に掲げる項目ごとに、民間との較差のほか、国や他の地方公共団体の状況を考慮した改定を行うこと。

(1) 給料表

区分	内容
a 行政職給料表	民間との較差を踏まえ、初任給を始め若年層等に重点を置き、幅広い世代で引上げ改定
b 医療職給料表 及び 消防職給料表	行政職給料表の改定との均衡を基本として改定
c 教育職給料表	他の地方公共団体(福岡県など)の状況を考慮した改定
d 特定任期付職員給料表	国に準拠した改定

(2) 初任給調整手当

人事院勧告の趣旨を考慮し、福岡市内に勤務する国家公務員に対する当該手当の支給額の改定があった場合には、当該改定に準拠した改定を行うこと。

(3) 期末手当及び勤勉手当の支給月数

区 分	内 容
① ②及び③以外の職員	期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.05月分（計0.10月分） 引上げ（年間4.50月→4.60月）
② 定年前再任用短時間 勤務職員	期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025月分（計0.05月分） 引上げ（年間2.35月→2.40月）
③ 特定任期付職員	期末手当を0.05月分引上げ（年間3.40月→3.45月）

（一般の職員の場合の支給月数）

（参考）人事院勧告

		6 月期	12 月期	年間計	年間計
令和 6 年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.275月（現行1.225月）	2.50月	2.50月
	勤勉手当	1.025月（支給済み）	1.075月（現行1.025月）	2.10月	2.10月
令和 7 年度 以降	期末手当	1.25 月	1.25 月	2.50月	2.50月
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月	2.10月	2.10月

(4) 改定の実施時期

区分	実施時期
(1) 給料表 ※cを除く (2) 初任給調整手当	令和6年4月1日（さかのぼって改定）
(3) 期末手当及び勤勉手当の 支給月数	令和6年12月期分は、令和6年12月1日 令和7年度以降分は、令和7年4月1日

5 報告事項

(1) 給与制度のアップデート

本市においては、国準拠の考え方を基本として給与制度を構築してきたところであり、給与制度のアップデートについても、国の具体的な制度改正の内容、他の地方公共団体の動向等を踏まえ、実施に向けた検討を早期に行っていくことが必要

(2) 職員の勤務環境の整備について

ア 時間外勤務の縮減等について

業務の合理化や効率化の促進に取り組んだ上で、適切な職員配置など業務執行体制の整備に努めること等が必要

イ メンタルヘルスの推進について

心身の不調の要因を分析し、効果的な対策をきめ細かに行っていくこと等が必要

ウ ハラスメントの防止について

防止のための取組を進め、事前・事後における対応策を講じること等が必要

エ ワーク・ライフ・バランスの推進について

育児休暇・休業等の取得促進を図るとともに、当該休暇・休業等が取得される職場における業務環境の整備にも十分配慮して取り組んでいくこと等が必要

(3) コンプライアンスの推進について

職員全体のコンプライアンス向上のための環境づくりに取り組むこと等が必要

参考資料

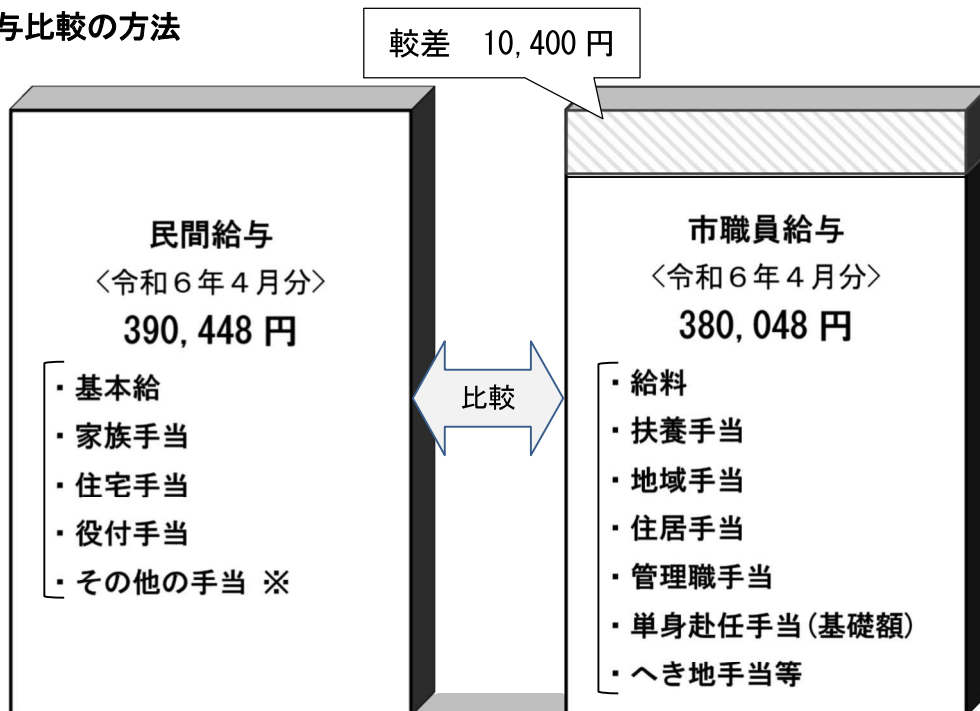
(1) 民間との給与較差の推移と期末手当及び勤勉手当の推移

	民間との給与較差 (月額)				期末手当及び勤勉手当 (年間支給月数)	
	福岡市		国		福岡市	国
令和2年	▲0.03 %	※ ¹ ▲109円	▲0.04 %	※ ¹ ▲164円	4.45月	4.45月
令和3年	▲0.04 %	※ ¹ ▲134円	▲0.00 %	※ ¹ ▲19円	4.30月	4.30月
令和4年	0.11 %	436円	0.23 %	921円	4.40月	4.40月
令和5年	0.84 %	3,188円	0.96 %	3,869円	4.50月	4.50月
令和6年	2.74 %	※ ² 10,400円	2.76 %	11,183円	※ ² 4.60月	4.60月

※1 民間との給与較差(月額)が、極めて小さい額であったことから、この較差を解消するための給与勧告はなし(令和2年(福岡市・国)及び令和3年(福岡市・国))

※2 福岡市における引上げ勧告は、月例給、特別給(期末手当及び勤勉手当)ともに、令和4年から3年連続

(2) 給与比較の方法



※通勤手当、時間外手当を除く。

(3) 給与勧告に伴う職員(行政職)の平均年間給与(月例給+ボーナス) [試算]

勧告前	勧告後	増減額
616万6千円	637万9千円	21万3千円 (3.45%)

※行政職給料表適用職員(6,900人、平均年齢39.0歳)の「平均給与月額」を基に作成

第5 公平審査

1 勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間、休暇、福利厚生、執務環境等の勤務条件について、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる（地方公務員法第46条）。

この要求があった場合、人事委員会は、審査を行い、事案を判定し、自らの権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する機関に対し、必要な勧告を行う（同法第47条）。

令和6年度における処理の状況及び係属事案の件数は、次のとおりである。

5年度末の 係属件数	受付	終了		6年度末の 係属件数
		判定	取下げ	
0	0	0	0	0

2 不利益処分についての審査請求（※）

職員は、任命権者から分限処分、懲戒処分等その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対し審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2）。

この審査請求があった場合、人事委員会は、これを審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は任命権者にその職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をする（同法第50条）。

令和6年度における処理の状況、係属事案の件数等は、次のとおりである。

区 分	5年度末の 係属件数	受付	終了		6年度末の 係属件数
			裁決	取下げ等	
大量争議事案	6,204	0	50	41	6,113
個人事案	1	2	1	0	2
計	6,205	2	51	41	6,115

（裁決した事案）

裁決日	事案番号	審査請求人	裁決
6. 12. 11	昭和48年(不)第477号ほか49件	小中学校教職員	却下
7. 3. 19	令和6年(審)第1号	元市長部局職員	棄却

（※）平成28年3月31日以前になされた処分に係るものは「不服申立て」。

3 苦情相談

職員は、勤務条件その他の人事管理全般に関し、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。

苦情相談を受けた人事委員会（職員相談員）は、申出人に対し助言等を行い、本人の自助努力による解決を図ることを基本としつつ、必要に応じ関係当事者に対しあっせんや指導等を行う。

令和6年度における苦情相談件数は、次のとおりである。

6年度相談件数		8
相談内容内訳	給与	
	旅費	
	勤務時間	
	休暇	1
	執務環境	
	厚生福利	
	サービス	1
	転任	1
	任用	
	人事評価	
	セクシュアルハラスメント	
	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	1
	パワーハラスメント	2
	いじめ・嫌がらせ	
その他	2	

第6 職員団体

1 職員団体の登録

職員団体の登録は、登録機関である人事委員会が、当該職員団体が一定の要件に適合していることを確認し、公証する制度である。

職員団体は、人事委員会に登録されると、任命権者の許可を受けた構成員が職務専念義務を免除されてその役員の業務に専従することができるなどの便宜が認められる。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(R7. 3. 31現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地・代表者	登録年月日	単一体連合体の別	法人非法人の別	構成員数	直近の変更登録
福岡市職員労働組合	福岡市中央区天神 1丁目8番1号 安部 道治	S41. 10. 12	単一体	法人	1,280	役員変更 (R6. 7. 1)
福岡市教職員組合	福岡市東区馬出4 丁目2番17号 佐々木 晋	S60. 6. 17	単一体	法人	659	役員変更 (R6. 4. 30)
福岡市立高等学校教職員組合	福岡市中央区天神 1丁目8番1号 吉積 基昭	H 6. 8. 31	単一体	非法人	82	役員変更 (R6. 4. 15)
自治労福岡市図書館司書ユニオン	福岡市早良区百道 浜3丁目7番1号 五十嵐 素子	R 2. 10. 29	単一体	非法人	69	役員変更 (R6. 7. 3)
福岡部活動問題レジスタンス	福岡市早良区原1 丁目36番1号 北畑 裕也	R 5. 9. 27	単一体	非法人	3	事務所等変更 (R6. 1. 15)
自治労福岡市消費生活相談員ユニオン	福岡市中央区舞鶴 2丁目5番1号 藤田 智子	R 6. 5. 8	単一体	非法人	8	-

注：構成員数は、直近の変更登録の際に届出のあった員数

2 管理職員等の範囲

重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員などの管理職員等と一般職員は、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

本市における管理職員等の範囲は、次のとおりである。

R7. 3. 31現在

機 関	職
市長事務部局 本庁	会計管理者 会計室長 局長 理事 参与 危機管理監 部長 室長 所長 特命担当の部長 課長 ユニット制 組織の課長 特命担当の課長 市長秘 書 産業医 市長室秘書課庶務係長及び秘書 総務 企画局行政部法制課法制係長、訟務係長 及び主査 総務企画局人事部人事課庶 務係長、給与支給係長、主査、人事第1 係長、人事第2係長、人事第3係長及び 人事第4係長 総務企画局人事部組織 定数課組織定数係長 総務企画局人事 部労務課労務係長及び給与制度係長 財政局財政部財政調整課財政調整係長 財政局財産有効活用部財産管理課庁 舎管理係長 総務企画局行政部法制課係員 総務企 画局人事部人事課係員 総務企画局人 事部組織定数課係員 総務企画局人事 部労務課係員
区役所	区長 部長 保健福祉センター所長 特命担当の部長 課長 室長 入部出 張所長 西部出張所長 特命担当の課 長
東京事務所	所長 ユニット制組織の次長
自動車管理事務所	所長
消費生活センター	所長
人権啓発センター	所長
こども総合相談センター	所長 副所長 課長
保育所	所長
精神保健福祉センター	所長 副所長
障がい者更生相談所	所長
動物愛護管理センター	所長
食肉衛生検査所	所長
食品衛生検査所	所長
保健所	所長 部長 課長
保健環境研究所	所長 課長
西部工場	工場長
臨海工場	工場長
埋立管理事務所	所長
美術館	館長 課長
アジア美術館	館長 課長 特命担当の課長
博物館	館長 課長 市史編さん室長
埋蔵文化財センター	所長
中央卸売市場	市場長 課長 鮮魚市場長 特命担当 の課長 青果市場長 食肉市場長
動物園	園長
植物園	園長
東部水処理センター	所長
中部水処理センター	所長
西部水処理センター	所長
和白水処理センター	所長
客船事務所	所長

機 関	職
教育委員 会事務局 及び教育 機関	教育次長 理事 部長 特命担 当の部長 課長 特命担当の課 長 総務部総務課総務係長 職員部 職員課人事係長及び安全衛生係 長 職員部服務指導課服務指導 係長 職員部労務・給与課労務 係長、給与係長及び主査 職員 部教職員第1課教職員第1係 長、教職員第2係長及び教職員 第3係長 職員部教職員第2課 主任人事主事及び教職員人事企 画係長 職員部職員課係員 職員部服務 指導課係員 職員部労務・給与 課係員 職員部教職員第1課係 員
学校給食センター	所長
市民センター	館長
公民館	館長
発達教育センター	所長
教育センター	所長 課長
総合図書館	館長 課長
美術館	館長 学芸課長
アジア美術館	館長 学芸課長
博物館	館長 学芸課長
埋蔵文化財センター	所長
小学校	校長 室長 副校長 教頭
中学校	校長 副校長 教頭
高等学校	校長 副校長 教頭 事務長
特別支援学校	校長 副校長 教頭
市選挙管理委員会事務局	事務局長 課長
区選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
人事委員会事務局	事務局長 課長 係長 主査
監査事務局	事務局長 次長 課長
農業委員会事務局	事務局長 事務局次長 西部出 張所長
固定資産評価審査委員会	事務局長
議会事務局	事務局長 事務局次長 課長

第 7 職員の懲戒、分限及び服務

1 懲戒処分及び分限処分

福岡市職員の懲戒に関する条例第 7 条及び福岡市職員の分限に関する条例第 9 条等の規定により、任命権者は、処分（分限処分にあつては免職又は降任に限る。）をした場合、処分説明書の写しを人事委員会に提示しなければならない。

処分説明書の提示のあつた令和 6 年度における懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）及び分限処分（免職・降任）の状況は、次のとおりである。

処分の種類別・任命権者別件数

処分の種類		総 数	任 命 権 者			
			市 長	教育委員会	消防局長	その他
懲 戒 処 分	免 職	5	1	3	1	0
	停 職	2	2	0	0	0
	減 給	4	4	0	0	0
	戒 告	5	3	2	0	0
	計	16	10	5	1	0
分 限 処 分	免 職	0	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
合 計		16	10	5	1	0

注 1 「その他」の任命権者：選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員、農業委員会及び市議会議長

注 2 企業職員、技能・労務職員、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除く。

2 職務に専念する義務の免除

職務に専念する義務の免除に関する規則第 2 条第 20 号の規定により任命権者が特に必要と認め、人事委員会において承認した場合には、職務に専念する義務が免除される。

令和 6 年度において人事委員会が承認したものはない。

第8 労働基準監督機関としての職権行使

1 労働基準監督機関としての職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用される（地方公務員法第58条第3項）が、これらの労働関係法令に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1の号別区分により、いわゆる現業の事業場に従事する職員については労働基準監督署が、いわゆる非現業の事業場に従事する職員については人事委員会が、それぞれ行使することとされている（地方公務員法第58条第5項）。

職権行使に当たっての各事業場の号別区分については、本委員会と福岡労働局とで協議して決定しており、下表のとおりである。

労働基準法別表第1各号の事業又は事務所区分

R7.3.31現在

所管	労基法別表第1号別	事業又は事務所名（若しくは所属名）
労働基準監督署	第1号 （製造・加工）	学校給食センター、各小学校の学校給食事業
	第4号 （貨物運送）	客船事務所
	第13号 （保健・衛生）	保健所（感染症対策課（企画管理係を除く。）、結核対策課、精神保健・難病対策課精神保健福祉第1係、第2係及び各衛生課に限る。）、精神保健福祉センター、各区健康課・地域保健福祉課地域保健福祉係、保健環境研究所、食肉衛生検査所、食品衛生検査所、廃棄物試験研究センター、東部動物愛護管理センター、家庭動物啓発センター、保育所、こども総合相談センターこども支援第2課一時保護係、放課後児童クラブ
	第14号 （接客・娯楽）	ボートレース事業部、動物園、植物園
人事委員会	第15号 （焼却・清掃）	下水処理場（水処理センター）、道路下水道局水質管理課水質管理係・水質試験係、し尿処理施設、ごみ処理施設、最終処分場
	第12号 （教育・研究）	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、公民館、図書館、博物館、美術館、人権啓発センター、埋蔵文化財センター、こども総合相談センター教育相談課、発達教育センター、教育センター、防災センター、消防学校
	別表第1に掲げる事業に該当しないもの（公務）	市長事務部局本庁、港湾空港局、区役所（健康課、地域保健福祉課地域保健福祉係を除く。）、区役所出張所、東京事務所、自動車管理事務所、空港周辺共同利用会館、消費生活センター、人権のまちづくり館、こども総合相談センター（こども支援第2課一時保護係及び教育相談課を除く。）、障がい者更生相談所、保健所（第13号に該当する課・係を除く。）、中央卸売市場、青果市場、消防本部、消防署、教育委員会事務局、市・区選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、議会事務局

2 職権行使状況

本委員会が、令和6年度に労働基準監督機関として職権行使したものは、次のとおりである。

- (1) 解雇の予告に関する認定業務
市長（1件）、教育委員会（3件）からの申請に対して、解雇の予告に関する認定業務を行った。
- (2) 36協定届出受理
該当部署から令和6年9月及び令和7年3月に届出がなされ、受理した。
- (3) 安全衛生管理体制に係る報告の受理
総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医の選任について報告がなされ、受理した。
- (4) 健康診断結果等に係る報告の受理
定期健康診断及び特殊健康診断の結果並びに心理的な負担の程度を把握するための検査の結果について報告がなされ、受理した。
- (5) 労働者死傷病報告の受理
職員が公務災害等に伴う負傷等により休業等した事案について報告がなされ、受理した。